

令和4年度第2回障害者の権利の擁護に関する委員会及び
障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）会議録

日時：令和5年1月24日（火）14時00分～
実施：リモート形式によるオンライン開催

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 障害者差別解消法改正の周知状況及び相談対応に向けた事例の検討
 - (2) 障害者差別に関する状況について
 - (3) その他
- 3 閉 会

配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 障害者差別解消法の周知状況について
- ・ 資料2 相談対応に向けた合理的配慮事例の検討
- ・ 資料3 【非公開資料】障害者差別に関する状況について

出 席 者

委 員・・・宗澤委員長、大村委員、宮井委員※、柴野委員※、山崎委員※、菅原委員※、滝澤委員、荒井委員、豊永委員※

臨時委員・・・富岡臨時委員、小室臨時委員、川津臨時委員、竹内臨時委員、宮村臨時委員、水内臨時委員※、塚田臨時委員、塚越臨時委員※、長谷場臨時委員、大畑臨時委員

※は書面参加

事 務 局・・・障害政策課ノーマライゼーション推進係長
障害政策課職員

欠 席 者

峯委員、加藤臨時委員、黒金臨時委員

1. 開 会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、障害政策課の増田と申します。

本日は、皆様大変お忙しい中、令和4年度第2回さいたま市障害者の権利の擁護に

関する委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

はじめに、新しい委員のご紹介をいたします。今回、書面での参加であるため、この会議にはご出席されておられません。新たに、大宮厚生病院の宮井 美緒医師を委員としてお迎えいたしましたのでご報告いたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした資料といたしましては、

①次第

②委員名簿

③資料1 障害者差別解消法の周知状況について

④資料2 相談対応に向けた合理的配慮事例の検討

以上4点となります。なお、「資料3 障害者差別に関する状況について」に関しては、本日オンラインでご参加の方には画面上で表示いたしますので、お配りをしておりません。

続きまして、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。オンラインでの出席委員12名、書面での出席委員7名で過半数の方がご出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第19条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

また、本日は、オブザーバーとしまして国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官 小川 ゆかり様にご出席いただいております。

続きまして、会議の公開についてですが、さいたま市情報公開条例第23条の規定により原則公開することと規定されております。本日、傍聴を希望する3名の方が傍聴会場にお越しですので、傍聴を許可したいと存じます。ただし、議題2「障害者差別に関する状況について」は個別具体的な差別事案を取り扱う予定ですので、一部非公開とさせていただきます。傍聴人の方につきましては、議題2に入る前にお声がけいたしますので、申し訳ございませんが、一旦ミーティングルームからご退席をお願いいたします。

ここで、皆様にお願いがございます。

本日は、多くの方にオンラインでご参加いただいておりますので、ご自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後にご発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。

それでは、ただ今より令和4年度第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会を開会させていただきます。

それでは、以後の議事の進行につきましては宗澤委員長をお願いしたいと思います。宗澤委員長、よろしく申し上げます。

(宗澤委員長)

それでは、ここからは私の方で議事の進行を務めさせていただきます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

まず、議題の1番目、「障害者差別解消法改正の周知状況及び相談対応に向けた事例の検討」ということですが、事務局から説明をお願いします。

2. 議 事

議題1. 障害者差別解消法改正の周知状況及び相談対応に向けた事例の検討

(事務局)

事務局でございます。

画面を共有しながらご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、議題1「障害者差別解消法改正の周知状況及び相談対応に向けた事例の検討」についてご説明いたします。

令和3年6月に、改正障害者差別解消法が公布され、公布の日から3年以内に施行されることとなっております。この改正法では、民間の事業者についても、障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されており、前回の委員会におきまして、その周知方法などについて協議をさせていただいたものでございます。

今回は、今年度、これまでの取組みの状況を報告するとともに、今後、事業者からさいたま市へ障害のある方への対応について相談が入ることを想定し、望ましい配慮の例についてご提示できるよう、事例の検討を行いたいと考えております。

はじめに、改正法の周知状況についてですが、資料1をご覧ください。

ここで資料1について、皆様の手元にお配りした資料の修正をさせていただきたいと思っております。3番、周知の実績、4の市内飲食店についてですが、お手元にお配りした資料につきましては、桜区、中央区、大宮区となっておりますが、正しくは、西区、北区、岩槻区でございます。大変申し訳ございませんでした。

周知先の件数につきましては、2, 156店舗ということで、相違ございません。

1番、周知のねらいですが、日頃から障害のある方と接する機会が少ない事業者にとっては、合理的配慮が義務化されたという事実だけお伝えしても、実際にどのように対応したらよいかというイメージが付きづらいものと考え、どういった接客が配慮になるのかということをお伝えすることとしました。

また、当課におきましては、障害のある方だけではなく、事業者からのご相談もお受けしておりますので、事業者として対応に困る場合には、相談ができる先があるということもお伝えすることとしました。

2番、周知先についてですが、今年度のターゲットといたしましては、さいたま市内で商売をしている方・事業者であって、障害のある方が日常生活で利用することが多い場所としました。

障害のある方が日常的に利用するお店などにおいても、障害のない人の来店も多く、障害のある方への個別対応というのはあまり慣れていないのではないかという観点から、生活圏に身近にある小売店や飲食店、医療機関などを対象としたところです。

今年度の実績といたしましては、3番をご覧ください。

本委員会の臨時委員であります、さいたま商工会議所 黒金様のご協力を賜り、さいたま商工会議所中小企業振興部様へご説明と連携の協力をお願いさせていただきました。商工会議所様にご紹介いただき、大宮東口商店街連絡協議会の役員会に出席させていただき、障害のある方への配慮のあり方など、実際に日頃から接客をしている事業者の皆さんと顔を合わせながらお話をすることができました。

そのほか、市内の商店会の代表者へ郵送によりチラシ配布をするほか、例年実施しております飲食店、医療機関などへも周知を行っております。

また、今年度中に実施予定のものとして、市内のコンビニにも郵送により

お知らせをする予定でございます。

実際に事業者の方とお話をしてみますと、障害のある方への配慮という言葉から、大変な対応をイメージしてしまう方が多いようなのですが、日々の接客の中では、視覚障害のある方がお店から出たところの人通りの多い細い路地を歩くのに駅前までサポートをしたりと、気にかけている様子がたくさん伺えました。こうして、日常的に接客の中で行っている行動が合理的配慮につながっていることはたくさんあると伝えし、障害のある方への接客のハードルが高くならないように周知することも必要と感じたところです。

引き続き、様々な種別の事業者に対して、周知をしまいたいと考えております。

続きまして、相談対応に向けた合理的配慮事例の検討についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

事例検討の目的でございますが、改正法の施行にあたり、今後、民間の事業者から合理的配慮の提供について相談が来ることが想定されています。当課においてその相談をお受けすることとしておりますが、相談を受ける際の参考としたいため、行政の立場だけでなく、様々な立場の皆様から、合理的配慮の事例をお伺いしたいと思っております。また、事業者側の視点からも、過度な負担になりえるのではないかと、事業者へどんな支援があれば配慮をしやすくなるか、などのご意見もありますと参考となります。

事例の検討については、次の場面1～場面3についてお願いします。

特定の場面をお示ししておりませんので、場面1～場面3の中で想定される具体的な場面での困りごとやそれに対応する合理的配慮の例などをお伺いできればと思います。委員の皆様が当事者側や事業者側として実際に体験した好事例又はあまり良くなかった事例なども、もしあればお願いします。

なお、事務局にて、〈困りごとの例〉をお示ししましたので、その例にそってご意見を出していただいても構いません。

この事例検討は、昨年12月に行われた「誰もが共に暮らすための市民会議」においても同様の事例を用いて実施しました。

参考に、市民会議で出た意見も記載しておりますので、よろしければご参照ください。

説明は以上となります。宗澤先生、よろしく願いいたします。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、何かございますか。

では川津臨時委員、どうぞ。

(川津臨時委員)

はい。川津と申しますよろしく願いいたします。

今ご説明を聞きまして、一つお尋ねしたいことがあります。

資料1の中のご説明で6番、市内の医療機関に対して、医師会や医師会経由でお配りしたかと思うんですけれども、我々当障害事者としては、病院に通院してる人がとても多いんです。

多くの人が、それぞれの特性、障害の特性について、まだまだ配慮が足りないというふうに感じております。

チラシを配ってそれで終わりっていうわけではなくて、実際に受付に行って、そこできちんと配慮をお願いしたいと伝えてもらえたらと思います。合理的配慮がまだされてないと感じております。

病院によっても様々かと思えますけれども、実際に行って、利用しやすい環境を整えていただきたいというふうに感じております。

チラシ配布で終わるだけではなくて、実際に当事者がよく通院するような病院に、説明補足の説明文を載せるなり付け加えるなりして、事例なども載せたものを病院さんの方に配布していただければ、今後、合理的配慮がされた対応をしていただけるようになるのではないかと感じております。

次に2番目です。

資料2の事例検討の内容ですけれども、これも内容とてもいいと思うんですけども、場面2・職場での配慮について、そこで我々聞こえない者としては、聞こえない人だけでなく、知的障害の方もそうだと思いますけれども、そういった障害特性の理解などが、まだまだその事業者や会社の方にあまりないように感じます。とりあえずは雇用率の問題で採用はされるのだと思いますけれども、実際蓋を開けてみると合理的配慮が十分されていないというふうに感じております。

会社も研修などを開いてくれるとは思いますが、実際に個々の対応となると、なかなかコミュニケーションの前でうまくいかない。

採用前はうまくいくだらうなと思ったら、やはり難しいということがあって、採用前は手話通訳がいたのでコミュニケーション取れていたんですけども、実際に就労してしまうと、その人と直のコミュニケーションがなかなか取れない、ということが起きているようです。

ですので、そうするとやはり職場の中で孤立化が起きてしまったり、なかなか堂々とうまくいかないということが起きてしまいます。

やっぱり職場で助け合えばいいんですけども、温かく本人に支援してくれればいいと思いますが、やはりその職場における配慮についても十分に行っていただきたいです。以上です。

(宗澤委員長)

はい、川津臨時委員ありがとうございました。

川津臨時委員から今日いただいたご意見は、私の記憶をたどると条例づくりの段階から、指摘されてき続けている内容を改めてご指摘いただいているように思うんですね。

それで私は川津さんから今日いただいたご意見に対して、繰り返し、福祉領域の支援者と、医療機関が協力して、診療科目ごとに使えるような活用できるような、医療機関専用のコミュニケーションボードのようなものを作って欲しいとかですね。

それから、聴覚障害のある人にとっては、手話通訳等が意思疎通・意思決定に関わる支援としてとても大事な点だけれども、そういう手話も含めてですね、意思疎通・意思決定に関わるその特別のプロジェクト、これを前進させるためのコーディネーター連絡会議に作って欲しいということを条例が成立制定された時点から、実は言い続けたんですね。

ところがこれに関する前進がなかなか見られない。

そういうことを踏まえてですね、先ほど事務局からご説明あったと思うんですけども、場面4のように、この福祉領域におけるその配慮っていう、そのことの中で意思疎通・意思決定支援に関わるその取り組みが、実態としてなかなか遅々として進んでいないという、そのことも含めて。

それから福祉領域における支援者が意思疎通・意思決定を含む合理的配慮のその個別具体的な事例について、示唆できるような支援者としての地域社会における役割を果たすことができるようになるっていう意味でですね。

福祉領域におけるその合理的配慮を推進するっていうことに、ちょっと特別の重点的な課題を置く必要があるのではないかということを含めて、場面4を追加して欲しいということを事務局にお願いしました。

だから10年来ご指摘いただいている問題に対して、具体的な取り組みの前進が図れるように、当委員会並びに自立支援協議会含めて市としての取り組みを具体化していく必要があるというふうに思います。

とりあえずちょっと僕の方からしゃべっちゃいましたけど、他にご意見をいただきたいと思います。

荒井委員どうぞ。

(荒井委員)

はい、荒井です。

2点ほどちょっと事務局にお尋ねしたいんですけども。

周知に関するところなんですけれども、案内を各事業者さんに送っているということなんですけれども。

特にサービス業の場合には、パートの方アルバイトの方が多数いらっしゃるって、お店の中とかあるいは事業所の中で広く周知していただくということがとても大切だと思うんですね。

そのためにこのパンフレット。パンフレットというか、1枚のチラシを送るときに、事業所の中で周知して欲しいということを、案内文とかを添えているんだと思うんですが、そういったことをぜひ強調していただければなと思います。

それからもう一つは、相談を受けるという体制に関してなんですけれども、今年度はとりあえず試行的に障害政策課で相談を受けるというふうなお話が前回の委員会の時にあったと思うんですけども、今後、法の趣旨が浸透していくと、これは合理的配慮の範疇なのかそれとも過重な負担なのかという判断を求められるような、ケースの質問とか問い合わせっていうのも出てくると思うんですね。

これは上手く答えないと、障害者側に偏った答えをしてしまえば、当然事業者に過重な負担になりますし、事業者側に偏った答えをすると、合理的配慮がきちんと適用されないと障害者の権利侵害ということになってしまう。

かなり難しいことを含んでいると思います。

他の自治体の事例を見ると、専門の相談員を置いて事業者側、それから障害者側からの相談を受けるような体制をとっている自治体も見られるようなんですが、さいたま市として前回、とりあえず障害政策課で受けるというお話を伺って以来、相談受ける側の体制として何か進展しているのかどうかというのをちょっとお伺いしたいん

ですけれども。以上です。

(宗澤委員長)

これは事務局の方いかがでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

相談を受ける体制についてなんですけれども、まだ改正法施行の具体的な日程が決まっていないというところも影響しているのか、特段相談としては今のところ来てはいないような状況です。

ですので、この先手広く相談場所を広げるということではなく、引き続き当課の方で相談を受けていくというところで、体制としては考えているところです。

(宗澤委員長)

はい、荒井委員どうぞ。

(荒井委員)

わかりました。

とりあえず、その点はわかりました。

現状多分それほど相談がなければ、障害政策課さんの中でまわせてるのかなと思いますが、そこは今後の状況次第ではやはり相談体制の拡充というか、というのも必要だと思いますので、その点はぜひ今後の状況見ながら判断していただければなと思います。ありがとうございました。

(宗澤委員長)

相談体制を今後どうしていくのかっていうことが、市の課題としてすでに確認はしているんですね。

従って、これからの相談の状況を見ながら、それに応じてふさわしい相談体制を作っていくということの方針は、改めて確認しておきたいところです。

もう一つ、ちょっと僕の意見にもなるんですけれども、その相談体制を拡充することの必要性のその一つに、さいたま市の差別に関わる相談事例っていうものが非常に少ないということはこの間、問題にしてみましたね。

いろんな障害のある方に直接伺ったところ、やっぱり一つの大きな問題っていうのは「相談をする」って、それがその問題解決に至るまでに、千里の道も一歩からみたいなイメージが障害のある人にとってはあるようなんですね。

ところが、ここで例えば飲食店に入って困った、その物販店に入って困ったっていう時に、そこで今ここでちょっとこういうことを配慮してもらえれば助かるのっていうふうな気持ちを抱く場面っていうのが非常に多いっていうふうにも伺いました。

だからその相談体制っていう時に、なんか今ここでっていうことの対応にもできるような何かそういう窓口っていうのを、ちょっと今後、相談体制の拡充ということに視点を加えてご検討いただければなというふうに思います。

他にいかがでしょうか。

はい。大村委員どうぞ。

(大村委員)

はい、大村です。

ご報告ありがとうございました。

私からは2点ほどあります。

一つは事例、それから改正法の改正の周知の方もそうなんですけれども。

大きなところとすると、国の方の基本方針がこの後おそらく閣議決定になるとは思うんですけども、今まだ準備をしている段階だというふうに認識をしています。

その基本方針が今回かなり大きく変更されていて、なおかつ合理的配慮の範疇なのかそれとも、そうでないのか、つまり本質の変更に相当するようなものは、合理的配慮の範囲には入りませんので、代わりの方法とか代替の手段とかっていうところが、当然強調されますということと、それからご本人からの申し出に則ってっていうところが非常に大事になってくるってふうに思いますので、その辺りの周知というか、確認というか、そういったものが残念ですけどもあまり強調されていないので、優しさとか思いやりが合理的配慮だと思われてしまってるようなチラシになってるのが、ちょっと私としては気になるところかなというふうに思っています。

当然基礎的な環境を整備するっていうのはとても大事なことですけれども、それ以前にご本人からの申し出に従って、できる範囲で本質を変えない調整をするっていう、そこが非常に重要な観点になってくるかなと思いますので、その理解をぜひ深めるようなことができるといいなというふうに個人的には思っております。

それが2点目です。

それからそれに関連するんですけども、今回、合理的配慮事例というのをいくつか積み上げようということだというふうに思うんですが、これは私は悪くない取り組みだなというふうに思います。

ただ、それを見た人がそれだけすればOKだってふうに思われてしまうのが、とてもちょっと危ないというふうに思ってます、つまり、同じ1人の聴覚障害の方であっても、その場面その時々その場面で求めたい配慮というのは違うわけですね。

例えばその集合型の研修を受けてる場合には、前の席に着席した上で手話通訳が欲しいってことがあるでしょうし。

それから、一対一で話をする場面相談をする場面では、口を大きくあけて、発話をして欲しいとか、或いは文字通訳ができるようなそういう機器を使いたいとか、それぞれその場面場面で求めることっていうのがおそらく違うはずなんです。

なので、これをすれば大丈夫というようなもの、というふうに読まれてしまわないかっていうのが少し懸念されるところかなというふうに思います。

きちんと注意書きをすることとか、合理的配慮とは何かというところをちゃんと強調するようなことができるといいなというふうに思いました。

すいません3点目です。

事例がなかなか出ない、それからこの特に差別っていうのは、虐待とは違って、かなり長期的な構成になるというか、今ある権利侵害を終わらせるというよりも、むしろもう少し長期的な取り組みになるっていうことはよく知られてることですけども、つまりかなり粘り強く1個1個積み上げていく必要があるというふうに私も思い

ます。

とはいえ今この場面ですごく困ってるとか、この場面で本来であれば、そんなに難しくなく調整できたのになんていうことも当然あると思います。

これは提案なんですけれども、この先そうするかどうかとは思うんですが、多くの障害のある方が、本来であれば権利であり、その平等にアクセスできる必要があるにもかかわらず、そういったところが達成できていなくて、もうそういったものだというふうに諦めてらっしゃるっていう部分も、もしかしたらあるかもしれないというふうに考えました。

だとすると、もう少し一人一人の、例えばここにいらっしゃる委員の方でもいいと思うんですけれども、少し寄り添った形で、具体的に困ってる場面とか生活の場面で、一つ一つ少し検証していくようなこと、タイムスタディのようなかたちに、もしかしたらなるかもしれないんですけれども、そのようなもので、お1人に着目をして、少し検証していくみたいなこと。

それから、これはもう少しこういうことがあるといいよねっていうなことも検討できたら素敵だなというふうに思いました。

あとは、場合によってチャットボットのようなものを作ってもいいかなと思います。

障害のある方がみんな、さいたま市の方々がアクセスができて、そしてこんなふうに配慮してもらえて、合理的配慮を提供してもらって非常に助かったとか、申請をしたけれども、それに対して良い対応してもらえたというなことで、そういったものを共有できる何かツールのようなものを、みんなで共有できるようなものがあると素敵だなというふうに個人的には思ったところです。

すいません、以上です。

(宗澤委員長)

はい、ありがとうございます。

ご提案いただいているものを、具体化していくために事務局の方で一度、ご検討いただきたいというふうに思います。

今大村委員の発言の中で、これからの取り組みについてのご提案をいただいていると思うんですね。

これについては事務局の方で受けとめて、ご検討いただきたいというふうに思います。

他いかがでしょうか。

ひとまずよろしいでしょうか。

それでは次の議題に移らせていただきます。

書面参加委員からの意見

(柴野委員)

郵送によりチラシ配布に止まらない周知方法が望ましいと思います。

また、訪問や出席によって説明しているとのことですが、その説明内容の詳細及び説明を受けた側の反応などを紹介いただけると幸いです。

〈事務局回答〉

大宮東口商店街連絡協議会の役員会に出席させていただき、法改正の概要・障害の

ある方への配慮のあり方・合理的配慮提供促進に係る補助金についてご説明しました。直接事業者の方々とお話をしますと、それぞれのお店で障害のある方に行った接客の内容や、こういうときにどうしたらよかったのかなど具体的なエピソードとともにお話いただける事業者様が多く、日頃から気にかけている様子が伺えました。

(菅原委員)

場面1 ホワイトボードの活用やコミュニケーションのあり方を工夫する。段差の補助や高いところにある商品はとって渡してあげる。写真を活用してわかりやすく説明する。

場面2 業務がわかるまで相談しやすい環境にして支援する。社内に点字ブロック等を設置して配慮する。

場面3 拡大教科書やタブレット、音声読み上げソフトを利用する。介護者や盲導犬の補助を受けて需要を受けられるようにする。指示を1つずつして理解できるようにする。

(宮井委員)

周知状況について意見はありません。相談対応に向けた事例については、場面1では、利用者が困っている様子の時に声掛けがなされることや複雑な内容のものについてはチラシやポスターなど視覚的に説明したものもあるといいと考えます。

場面2では、仕事上の本人の困りごとや希望を相談しやすい環境作りが望まれると考えます。

場面3については、障害の状態に応じてどのような配慮が必要となるのか本人や家族と話し合うことが必要と考えます。

(山崎委員)

場面3 教育における配慮

昨年3月9日の某新聞に小学生の作文が載っていました。神奈川県・6年生・向山凛さんの「私を変えた言葉」です。進級した6年生の一日目、初めて出会った担任の先生の一言「今が変わるチャンスです」その一言が彼女の心に響いたそうです。障がい者の方たちにも、様々な環境の違いがあっても、携わる関係者・私たちが希望を持てるような声掛けをしていけたら良いなと思っています。

(豊永委員)

教育における配慮

〈学習障害（読み書き）がある児童への対応例〉

- ・学習用端末にて黒板の番所の写真を撮ってノート代わりにする。
- ・別室にてテストの読み上げ。
- ・国語の教科書にルビをふってあげる。ルビ付きテストの使用。
- ・作文はパソコン入力で作成。パワーポイントでの資料作成、提出を可とする。
- ・課題の量の調整。

(吉原オブザーバー)

場面1 視覚に障害をお持ちの方にとって、セルフレジでの会計は困難かと思imasuので、店員が対応する体制を残すことは大事なことはないかと思われました。

場面2 コミュニケーションが大事になるかと思われました。

場面3 先生の障害に対する理解が大変大事ではないかと思われました。

ここから個人情報を含む内容の説明に入ります。申し訳ございませんが、傍聴人の方につきましては、ここでミーティングルームからのご退席をお願いします。

それでは、議題の2番目「障害者差別の相談状況について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

本日は長時間にわたり貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

今回は、臨時委員の方を除く、10名の委員の皆様について、任期内、最後の会議となります。

任期の満了にあたりまして、本来であれば、障害政策課長の竹内からご挨拶申し上げるところですが、事情がございまして本日竹内が欠席となっております。

代わりまして、増田から改めて、皆様に挨拶をさせていただければと思います。

少しお時間いただければと思います。

本日は、公私共にお忙しい中、今年度最後の委員会にご出席いただくとともに、委員会の開催及び会議の運営に、多大なるご協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

今回、ご退任されます、宗澤委員長におかれましては、長年にわたり、本市の障害者施策に携わっていただきました。中でも、ノーマライゼーション条例の制定にあたりましては、現在の障害者政策委員会の前身である障害者施策推進協議会の会長として、条例の制定に多大なるご尽力をいただきました。

このノーマライゼーション条例は、現在、本市における障害者施策の根幹となる条例となっております。

多大なる功績を残された宗澤先生に敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

また、臨時委員を除く委員の皆様につきましては、この3月をもって、一旦任期が満了となります。本市の障害者施策の推進にご尽力いただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

今後におかれましても、障害者福祉施策の更なる発展にお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきたいと思imasu。

もし差し支えなければ宗澤委員長から一言いただくことはできますでしょうか。

(宗澤委員長)

長い間どうも皆さんありがとうございました。

差別も虐待も取り組みを積み重ねていくってことが、とても大事な領域だというふうに思っていて、私は力不足で、なかなか皆さんのお役に立てなかったかもしれません。

あたたかく、これまで受けとめいただいたことを深く感謝申し上げますとともに、今後の障害のある人に関わる人権擁護の取り組みについて、知恵と力を合わせてですね、発展させていただきたいと、心から願っているということを申し上げて、私の最後のごあいさつにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(事務局)

宗澤委員長、長い間ありがとうございました。

それでは最後に「委員の改選」について、事務連絡がございます。

本委員会の10名の委員の皆様につきましては、任期が令和5年3月31日までとなっております。今後、次期委員の選任を市として検討していく予定でございますが、各所属団体にご推薦をお願いするほか、人選等について、皆様に個別にご相談させていただくこともあろうかと存じますので、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。